

⑪. 事故の届出(法第50条の33第1項)

下記の量を超える麻薬向精神薬原料の盗難、所在不明等の事故が生じた場合には速やかに麻薬取締部に地方厚生(支)局長宛の麻薬向精神薬原料事故届を提出して下さい。

届出は別記第40号様式で行って下さい。

- ・ N-アセチルアントラニル酸として40kgを含有する量
- ・ アセトン150kgを含有する量
- ・ アントラニル酸として30kgを含有する量
- ・ イソサフロール4kgを含有する量
- ・ エチルエーテル140kgを含有する量
- ・ エルゴタミンとして20gを含有する量
- ・ エルゴメトリンとして10gを含有する量
- ・ 塩化水素20kgを含有する量
- ・ 過マンガン酸カリウム55kgを含有する量
- ・ サフロール4kgを含有する量
- ・ トルエン170kgを含有する量
- ・ ピペリジンとして500gを含有する量
- ・ ピペロナル4kgを含有する量
- ・ メチルエチルケトン160kgを含有する量
- ・ 3,4-メチレンジオキシフェニルー2-プロパノン4kgを含有する量
- ・ 無水酢酸210kgを含有する量
- ・ リゼルギン酸として10gを含有する量
- ・ 硫酸20kgを含有する量

⑫. 疑わしい取引届(法第50条の33第2項)

取り扱う麻薬向精神薬原料が麻薬等の不正な製造に関連すると思料される場合は、速やかに麻薬取締部に地方厚生(支)局長宛の麻薬向精神薬原料の疑わしい取引届を提出して下さい。

届出は別記第41号様式で行って下さい。

例)

- ・ 注文者の氏名若しくは住所(法人にあっては、その名称若しくは所在地)又は事業内容が虚偽であると思料される場合
- ・ 注文者の入手目的が、当該注文者の事業内容と一致しないと思料される場合
- ・ 支払方法又は運搬方法等が通常取引慣行に反すると思料される場合
- ・ その他麻薬等原料業者が、その取り扱う麻薬向精神薬原料の輸入、輸出、製造、小分け又は譲渡しが、麻薬又は向精神薬の製造に関連すると思料する合理的な理由がある場合

麻薬向精神薬原料事故届

| | | | |
|---|-----|-----|-----|
| 業務届年月日 | | | |
| 営業者の種類 | | | |
| 麻薬等原料 営業所 | 所在地 | | |
| | 名 称 | | |
| 事故が生じた麻薬向精神薬 原料 | | 品 名 | 数 量 |
| | | | |
| 事故発生時の状況 | | | |
| (事故発生年月日) (場所、事故の種類) | | | |
| 上記のとおり、事故が発生しましたので届け出ます。 令和 年 月 日 <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">厚生(支)局長 殿</p> | | | |

別記第41号様式(第45条の7関係)

麻薬向精神薬原料の疑わしい取引届

| | | | |
|--|-----|----|----|
| 業務届年月日 | | | |
| 営業者の種類 | | | |
| 麻薬等原料 営業所 | 所在地 | | |
| | 名称 | | |
| 注文があった麻薬向精神薬 原料 | | 品名 | 数量 |
| | | | |
| 注文者の氏名又は住所等 注文者を特定する事項 | | | |
| 注文のあった年月日 | | | |
| 麻薬又は向精神薬の不正 な製造に関連する疑いが あると認められる理由 | | | |
| 上記のとおり、疑わしい取引を届け出ます。 | | | |
| 令和 年 月 日 | | | |
| 住所 | | | |
| 氏名 | | | |
| 厚生(支)局長 殿 | | | |